

令和5年 第2回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和5年2月17日(金) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち17名
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち18名

1番	郡司嘉一委員	2番	陣野原進委員	3番	柳沼正郎委員
5番	三田勝一郎委員	6番	渡邊義輝委員	8番	白岩幸一委員
9番	安藤末男委員	10番	柳沼政一委員	11番	斎藤実委員
12番	渡邊登喜男委員	13番	三浦善治委員	14番	佐藤正之委員
15番	大和田弘委員	16番	佐藤円治委員	17番	石井珠枝委員
18番	佐藤伸夫委員	19番	吉田修一委員		

⑮番	土屋福一委員	⑳番	渡邊利正委員
----	--------	----	--------

4. 欠席委員 4番 猪狩徳孝委員 7番 渡邊慶幸委員 ⑤番 坪井清花委員
⑩番 渡邊元委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	松崎博志
主任主査兼総務係長	菅野裕勝
主査	矢内敬

6. 書 記

主査	矢内敬
----	-----

7. 議事録署名人

1番	郡司嘉一委員
2番	陣野原進委員

8. 提出案件

- 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）
- 議案第3号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）
- 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）
- 議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）
- 議案第6号 福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見決定について
- 議案第9号 現況確認証明について
- 議案第10号 令和5年度農作業労働賃金標準額の決定について

9. 会議の経過概要（開会 午後1時25分）

事務局	お疲れ様です。だいぶ時間が早いですが全員集合されてきて今回案件も多いですのではじめさせていただきます。欠席の報告もいただいておりますので始めさせていただきます。はじめに会長に挨拶いただきます。
会長	皆様、改めましてこんにちは。本日はお忙しい中参集いただき有難うございます。また今年は特に寒いようですがどうでしょうか？今年は私達の任期もあと1年となりました。この1年、目標地図の作成とか忙しい事があると思われませんが皆さんと力を併せて頑張っていきたいと思います。また燃料高騰の物価も高騰しておりますが農家の所得が上がらないということで上がらなければ後継者も担い手が困難になる状況であります。私も今税金の申告をしておりますが、まとめていますが農産物の売上高がより雑収入の方が多くなるような現状ではどうしても農業者としてのプライドが許さないというような感じがします。是非、今年度は農産物の価格が適正になるような年にしていければと考えております。もう1年ですが皆さんと一緒に力を併せて頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。
議長	はじめに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。
事務局	本日、都合により欠席の届出がございました委員は、4番猪狩徳孝農業委員、7番渡邊慶幸農業委員であります。
議長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、17名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、ただ今より令和5年田村市農業委員会第2回総会を開会いたします。また、本日は土屋福一推進委員、渡邊利正推進委員の2名の農地利用最適化推進委員の方々にご出席をいただいておりますのでご報告を申し上げます。 次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、1番郡司嘉一委員、2番陣野原進委員を指名いたします。ただいまから議案審議に入ります。 本日の議案は、 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 4件 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について 1件 議案第3号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）1件

	<p>議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分） 6件</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分） 1件</p> <p>議案第6号 福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について 2件</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について 5件</p> <p>議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見決定について 1件</p> <p>議案第9号 現況確認証明について 2件</p> <p>議案第10号 令和5年度農作業労働賃金標準額の決定について 1件</p>
	<p>以上24件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から4番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から4番について、議案書朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、3番柳沼正郎委員ご報告をお願い致します。</p>
3番委員	<p>3番柳沼です。整理番号1番について報告します。12日の日曜日の午前中に私と荻野推進委員と譲受人の3名で現地調査をしました。現所有者が高齢であり譲受人の農地と隣接している事とまた譲受人が規模拡大の考えがある事で今回の申請となりました。</p> <p>何ら問題ないものと見てまいりました。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、10番柳沼政一委員ご報告をお願い致します。</p>
10番委員	<p>10番柳沼です。整理番号2番について報告します。11日の土曜日に私と橋本推進委員</p>

議 長	<p>と譲受人と譲渡人の4名で聞き取りしてまいりました。現在水稻も作付けしておりますが、譲受人の希望により規模拡大の話が出て今回の申請となりました。現地調査結果何ら問題ないものと見てまいりました。委員皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
1 4 番委員	<p>ありがとうございます。次に整理番号3番について、14番佐藤正之委員ご報告をお願い致します。</p>
1 4 番委員	<p>14番佐藤です。整理番号3番について報告します。14日の午後より代理人行政書士と箭内推進委員と私の3名で現地確認をしてまいりました。結果何ら問題ないものと見てまいりましたので委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に整理番号4番について、15番大和田弘委員ご報告をお願い致します。</p>
1 5 番委員	<p>15番大和田です。14日の午前に代理人行政書士と松崎推進委員と私の3名で現地確認をしてまいりました。この田は数年前より譲受人が耕作をしておりまして譲渡人が高齢であり場所も自分の家から遠いという事もありましてその農地を譲受人が買うとの話があり今回の案件となりました。何ら問題ないものと見てまいりましたので委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。以上で整理番号1番から4番までについて事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から4番については、原案の通り許可する事に決定いたします。 以上をもちまして1号議案は終了します。 次に議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。</p>

事務局	整理番号1番について議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、7番渡邊慶幸委員に報告いただくところですが欠席のため事前に事務局に調査結果について報告がありましたので、事務局から報告します。報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは報告させていただきます。「渡邊慶幸委員から月曜日に渡邊隆一推進委員と申請人の3名で現地調査をしました。お孫さんが成長しまして車を持つようにはなったが、既存敷地の宅地では駐車場がなく拡張したいという事で自宅脇の農地であり問題ないという報告をいただいております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」の、整理番号1番については、原案の通り許可する事に決定いたします。</p> <p>以上をもちまして2号議案は終了します。</p> <p>次に議案第3号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番について議案書を朗読、説明。

議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますので、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、5番三田勝一郎委員報告をお願い致します。</p>
5番委員	<p>5番三田です。整理番号1番の案件につきまして12日の午前昼前に代理人行政書士と私と渡辺推進委員の3名で現地を確認してまいりました。現地は申請書類と何ら問題ないものと見てまいりました。後継者もないので田んぼも畑も作れないので植林にしたい希望で何ら問題ないものと見てまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	質疑なし。
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第3号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」の、整理番号1番については、原案の通り許可相当と意見決定いたします。</p> <p>以上をもちまして3号議案は終了します。</p> <p>次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題とします。整理番号1番から6番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号の整理番号1番から6番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を</p>

	<p>お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、2番陣野原進委員ご報告願います。</p>
2番委員	<p>2番陣野原です。整理番号1番について11日の午前中お昼前に、先崎推進委員と私と代理人行政書士の3名で現地確認を行いました。現地は被設定人の社員事務所でありましてその隣地にある農地であります。被設定人の事業拡大に伴い車両駐車場の増設になり隣地の農地転用の申請があったという事です。周辺は農地もありますが排水対策はされており問題はないものと見てまいりました。委員の皆様の慎重審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、ご報告をいただく事になっていた7番渡邊慶幸委員が本日欠席であり事前に事務局に調査結果の報告ありましたので代わって事務局報告願います。</p>
事務局	<p>調査結果の報告をご説明します。「月曜日に渡邊慶幸農業委員、渡邊隆一推進委員と譲渡人の3名で現地確認をしました。譲渡人と譲受人は親子関係でありまして譲受人が近くの土地に建てて独立をするという事の内容でありました。何ら問題ないものとの報告がありました。」</p>
議長	<p>次に整理番号3番から5番について9番安藤末男委員ご報告をお願い致します。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号3番から5番まで併せて報告します。3番につきましては15日の午後3時から代理人行政書士の話を伺ってまいりました。和田推進委員と私も含めて3人です。周辺に農地はありませんので宅地がほとんどです。問題ないものと見ました。整理番号4番と整理番号5番も私と和田推進委員と代理人行政書士の3名で確認しました。周辺農地に影響はないものと見ました。整理番号5番も一部を体験農園として活用するとの話でありました。その体験農園の脇に田はありますが、影響はないものと確認してまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に整理番号6番について14番佐藤正之委員ご報告をお願い致します。</p>
14番委員	<p>14番佐藤です。整理番号6番の案件につきまして調査をしましたので報告します。先日の14日の午後に私と筋内推進委員と代理人行政書士の3名で調査を行いました。譲渡人の</p>

	<p>登記簿上の土地2筆を測定したところ、2筆の土地の一部が譲受人の住宅進入する通路の法面となっており昭和55年頃から利用している事が判明しました。今回、この決定を出し住宅の進入路になるという事であります。結果何ら問題ないものと見てまいりました。委員の皆様のご慎重審議をお願い致します。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は原案のとおり許可する事に決定いたします。以上をもちまして第4号議案は終了いたします。次に次に議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号の整理番号1番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。が、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、6番渡邊義輝委員ご報告願います</p>
6番委員	<p>6番渡邊です。整理番号1番の案件について報告します。15日の午前中に私と松本推進委員と譲渡人と譲受人は電話で確認しております。松本推進委員との2人で現地確認をしてまいりました。周辺がほとんど耕作されていない畑や田んぼで一部が併用地で宅地もありま</p>

	<p>すがこの宅地は撤去されて更地の状態であります。現状は直さないで太陽光パネルを設置する事なので何ら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可の意見決定について（県許可分）」は原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。以上をもちまして第5号議案は終了いたします。次に議案第6号「福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第6号「福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」は原案通り決定いたします。以上をもちま</p>

	<p>して議案第6号は終了いたします。次に議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題とします。整理番号1番から5番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から5番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」は原案通り決定いたします。以上をもちまして議案第7号は終了いたします。次に議案第8号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題とします。 整理番号1番については6番渡邊義輝委員が関係する案件でありますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により6番渡邊義輝委員の退席を求め審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>暫時休議いたします。</p> <p>～ 渡邊義輝委員 退席 ～</p>
議長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>

出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第8号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」は原案通り決定いたします。以上をもちまして議案第8号議案は終了いたします。</p> <p>議案第8号の審議を終了しましたので、6番渡邊義輝委員の入場を許可します。ここで暫時休議いたします。</p> <p>～ 渡邊義輝委員 入室 ～</p> <p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>6番渡邊義輝委員にご報告いたします。議案第8号について、申し出のとおり配分計画を定めることについて「適当」であると意見決定いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>次に議案第9号「現況確認証明について」を議題とします。それでは整理番号1番から2番までについて事務局説明願います。</p>
事務局	議案第9号「現況確認証明について」の整理番号1番から2番まで議案書を朗読説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第9号について異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第9号「現況確認証明について」は原案のとおり決定いたします。以上をもちまして、議案第9号は終了いたします。</p> <p>次に議案10号「令和5年度農作業労働賃金標準額の決定について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>

事務局	事務局朗読、内容説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、簡易採決により議案第10号について異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第10号「令和5年度農作業労働賃金標準額の決定について」は原案のとおり決定いたします。以上をもちまして、議案第10号は終了いたします。これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございました。これをもちまして、令和5年第2回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p>
<p>閉会 14:30</p>	

令和5年2月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人